

## 生産団地樹立計画区分

団地名	団地数	規模	内容
露地野菜	3	10ha以上	地区毎に1団地設置、ブロッコリー、スイートコーン、人参、ネギ等
施設野菜	2	2万㎡	大総地区1、横芝上界地区1、メロン、トマト、キュウリ、スイカ等
植木	2	10ha	大総地区1、横芝上界地区1、マキ、マテバシイ、ツゲ、ツバキ等
果樹	2	10ha	栗山を中心とする地帯(ブドウ)、坂田を中心とする地帯(ウメ)
水稲	2	20ha	大総地区1、横芝上界地区1
特産物	3	10ha	地区毎に1団地、落花生、ばれいしょ、たばこ
畜産	6	養豚 3,000頭 酪農 300頭 肉牛 300頭	養豚、酪農、肉牛各大総1、横芝上界1
養蚕	1	10ha	大総地区、栗山の一部 桑園

# 高能率な生産団地

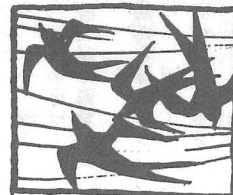
整備計画を町は国へ提出  
農業生産体制の組織化と団地化を目標に

町は今後の農業を団地化することによって、生産性の高い近代的なものにしていくと、生産団地整備計画を樹立しました。  
この計画は、昭和四十七年

町に於て定められた農業団地育成対策基本要綱に基づいて作成されたもので、これによると水稲を主体に各地区に合った作付け体系を整備して農地の集団化を図って行くこと

ともに農業機械の導入や農道耕地の再区画整備などをあげています。中でも作付け体系では、町の三地区の地形、土壌などの特性を考慮して適地適作形の生産団地としています。作付け作目については、スイートコーン、ブロッコリー、人参など露地野菜による団地やメロン、トマトのような施設野菜生産団地、植木生産団地、栗山地区を中心に栽培されてきたブドウ、坂田台地にみられるウメなどの果樹生産団地、養蚕、酪農、養豚肉牛を飼養する団地と落花生ばれいしょ、たばこを生産する特産物生産団地などがあげられます。この選定について

は、市場に於ける需要の変化に充分対応できるように広範囲な計画がなされました。尚、団地計画の区分は上の表のとおりです。



## 二二万五千円の年金で老後を

農業者年金制度が昭和四十六年から発足しています。この制度では、月額七五〇円の保険料を納め、月額七五〇円の年金が支給されます。農業者年金は、農業経営者の老後の生活安定のためにつくられたものです。該当者は、もれなく加入して老後の保証を確保して下さい。

誰れが加入するのか  
農業経営者は、次の三つに該当する場合は当然加入しなくてはなりません(当然加入)  
①国民年金の加入者  
②昭和四十六年一月一日現在で五十五才未満の者  
③50アール以上の農地を有するもの。  
この他に、50アール以上の耕作をしている農家の後継ぎで、農業に従事している20才以上の者及び大正五

### 年金給付の水準(月額)

給付の種類	保険料納付済期間				
	5年	20年	25年	30年	
60歳以上 65歳未満の給付	円 8,000	円 16,000	円 20,000	円 24,000	
65歳以降 の給付	経営移讓年金	円 800	円 1,600	円 2,000	円 2,400
	農業者老齢年金	1,000	4,000	5,000	6,000
	国民年金所得比例給付	900	3,600	4,500	5,400
	国民年金定額給付	(15年) 6,000	(30年) 9,600	(35年) 11,200	(40年) 12,800
	計	8,700	18,800	22,700	26,600

注：国民年金の定額給付は、定額部分への加入期間が農業者年金への加入期間より10年長い人の場合の計算である。

一月二日から昭和九年一月二日迄に生まれた人については優遇措置がとられ、特別に加入することが出来ます。  
保険料は  
農業者年金分 七五〇円  
この他に  
国民年金定額分 五五〇円  
所得比例分三五〇円  
合計 一、六五〇円  
○経営移讓年金  
規定の保険料を納付してあるものが六十五才に達する以前に農業経営を後継者に譲ったとき、経営移讓年金が受けられます。但し、六十才以前に譲った場合でも受給は六十才からです。この年金も六十五才以降は十分の一に減額されますが国民年金や農業者老令年金が加算され、高額の給付を受けられます。  
○農業者老令年金  
農業者年金の加入者は、すべて六十五才に達した日から国民年金と合わせて支給されます。この他に脱退死亡一時金があります。